

橋本市浄水場1系水処理設備外更新・水道施設維持管理事業

優先交渉権者選定基準

令和2年11月

橋本市

目 次

1	優先交渉権者選定基準の位置づけ	1
2	優先交渉権者選定の概要	1
2.1	優先交渉権者選定方式	1
2.2	優先交渉権者選定の方法	1
2.3	優先交渉権者選定の体制	1
3	優先交渉権者選定の手順	2
4	参加資格の審査	3
4.1	参加資格審査書類の審査	3
4.2	参加資格保有の確認	3
4.2.1	共通要件	3
4.2.2	各業務の実施企業の資格要件	3
4.3	財務状況評価	4
4.4	参加資格審査結果の通知	4
5	提案書類の審査	5
5.1	提案価格の確認	5
5.2	結果の通知	5
5.3	提案内容審査	5
5.4	総合評価点の算定	6
5.4.1	配点方針	6
5.4.2	提案内容の審査項目及び配点	6
5.4.3	得点化方法	9
5.5	最優秀提案の選定	11
5.5.1	総合評価点の算定	11
5.5.2	最優秀提案の選定	11
5.6	優先交渉権者の決定	11
5.7	審査結果の通知及び公表	11

1 優先交渉権者選定基準の位置づけ

橋本市浄水場1系水処理設備外更新・水道施設維持管理事業優先交渉権者選定基準（以下、「優先交渉権者選定基準」という。）は、橋本市が橋本市浄水場1系水処理設備外更新・水道施設維持管理事業（以下「本事業」という。）の実施にあたって、本事業を実施する民間事業者（以下、「事業者」という。）の募集・選定を行うのに際し、選定するための方法及び評価基準等を示すものである。

2 優先交渉権者選定の概要

2.1 優先交渉権者選定方式

本事業を実施する事業者には、本事業の対象施設の設計及び工事に関する技術やノウハウが求められる。優先交渉権者の選定にあたっては、提案価格のほかに、提案価格以外の技術的な提案内容を評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

2.2 優先交渉権者選定の方法

優先交渉権者の選定は、参加資格の審査及び提案書類の審査により行う。参加資格の審査は、応募者の参加資格について審査を行う。提案書類の審査は、提案価格の確認のほか、評価項目に従って審査を行う。

2.3 優先交渉権者選定の体制

提案内容の審査にあたっては、橋本市が提案書類及び提案価格の確認を行ったうえで、橋本市が設置した橋本市浄水場1系水処理設備外更新・水道施設維持管理事業に係る優先交渉権者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、公平性及び透明性を確保し、最優秀提案者及び最優秀提案者の次に優秀な提案者（以下、「優秀提案者」という。）の評価を行い、橋本市は、選定委員会の評価結果を踏まえ、本事業における優先交渉権者を決定する。

3 優先交渉権者選定の手順

優先交渉権者選定までの手順は、次に示すとおりである。

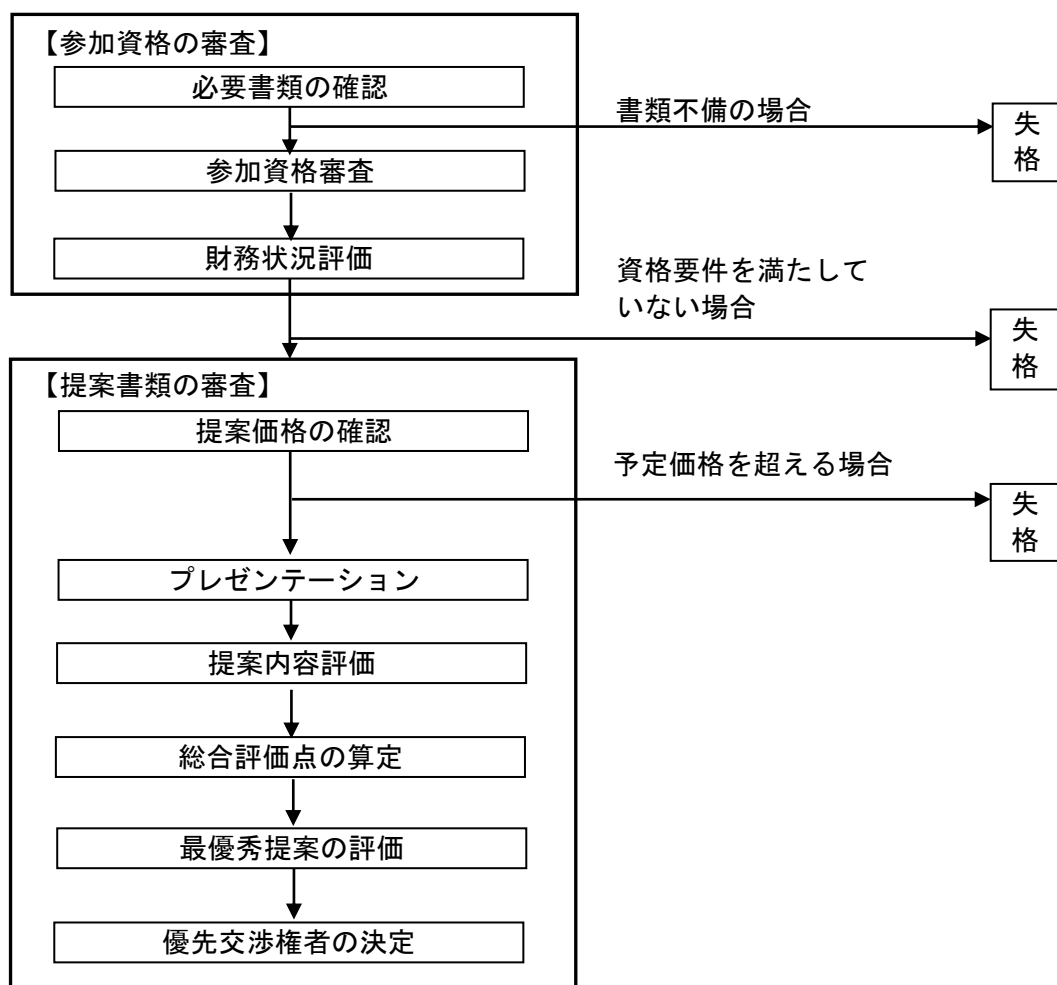


図 3-1 優先交渉権者選定のフロー

4 参加資格の審査

4.1 参加資格審査書類の審査

橋本市は、本事業の応募者に求めた参加資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。書類不備の場合は失格とする。

4.2 参加資格保有の確認

橋本市は、参加資格の確認として、応募者が実施要領で規定する本事業を実施するために必要な資格を有していることを確認する。参加資格を確認できない場合は失格とする。確認内容は、以下のとおりとする。

4.2.1 共通要件

- ・「橋本市建設工事等契約に係る指名停止基準」に基づく指名停止を受けていないこと。
- ・次の法律の規定による申立又は通告がなされていない者であること。
 - ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - ・民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。又は再生手続をなしていないもの。
- ・国税及び地方税に未納の税額がある者は応募者となることができない。
- ・本事業のアドバイザー業務に関わっている法人等（株式会社 NJS 及び菅原正明公認会計士・税理士事務所）及びその関係会社は、本事業の優先交渉権者選定に係る応募者となることはできない。
- ・本事業の審査委員の所属する企業又はその企業の子会社又は親会社であるもの以外の企業又は法人であること。
- ・協力企業は共通要件を満たすものとする。
- ・協力企業は複数の応募者に協力することはできない。

4.2.2 各業務の実施企業の資格要件

応募者は、本施設の設計、工事及び維持管理の各業務を行うものとして、以下の工事企業、維持管理企業の各項の要件を区分に応じ全て満たすこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることができる。

・工事企業

工事企業は、次の要件を満たすこと。また、工事業務を複数の企業で担う場合は、複数の企業で特定建設工事共同企業体（以下、「建設 JV」という）を組成すること。建設 JV の代表企業は応募グループの代表企業と同一とする。なお、以下に示す各実績については他社と共同で履行した実績も認める。

- ・橋本市の令和2年度橋本市建設工事又は委託業務請負業者入札参加資格登録されていること。
- ・機械工事を担当する企業は国内において、公称能力26,000m³/日以上の水浄能力を有する急速ろ過方式の水浄場の、沈澱池機械設備又はろ過池機械設備の新設工事又は更新工事の施工実績があること。

- ・電気工事を担当する企業は国内において、公称能力26,000m³/日以上の水浄能力を有する浄水場の受変電設備及び中央監視の更新工事の施工実績があること。なお、受変電設備、中央監視はそれぞれ別の浄水場でもかまわない。
- ・建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、機械工事を担当する企業は機械器具設置工事及び水道施設工事、電気工事を担当する企業は電気工事につき特定建設業の許可を受けていること。また、土木工事を担当する企業は土木企業の特定建設業又は建設業の許可を受けていることとし、土木工事は協力企業が要件を満たすことでも構わない。なお、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。
- ・参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）【最新のもの】の総合評定値（P点）が機械器具設置工事について1,000点以上、電気工事について1,000点以上であること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。
- ・維持管理企業
維持管理企業は、次の要件を満たすこと。また、維持管理業務を複数の企業で担う場合は、複数の企業で特定維持管理共同企業体（以下、「維持管理JV」という）を組成すること。維持管理JVの代表企業は応募グループの代表企業と同一とする。
- ・国内で水道事業又は水道用水供給事業に係る表流水を水源とする浄水場（急速ろ過方式）で24時間365日連続して運転監視における運転管理業務委託の実績を有すること。

4.3 財務状況評価

橋本市は、応募者に求めた参加資格審査書類のうち、財務関連資料で財務状況を評価する。ただし、財務状況評価は参加資格を審査するものではなく、後述の総合評価点の一部となる。

財務状況評価は以下の指標で評価する。また、評価は応募者（単独の場合は単独値、協力企業除く）の平均値で評価する。

財務状況評価指標一覧
・総資本経常利益率、・総資本営業利益率、・売上高経常利益率、・売上高総利益率、・総資本回転率、・減価償却率、 ・売上高減価償却費率、・前年比増収率、・総資本増減率、・自己資本比率、・純資産比率、・固定長期適合率、 ・固定比率、・インタレストカバレッジレシオ、・現預金比率、・流動比率、・借入金依存度

4.4 参加資格審査結果の通知

橋本市は、参加資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

5 提案書類の審査

5.1 提案価格の確認

橋本市は、本事業の提案に参加する者（以下、「参加者」という）が提出する提案価格書に記載された提案価格が、予定価格以下であることを確認する。予定価格を超える場合は失格とする。

5.2 結果の通知

橋本市は、提案書類及び提案価格の確認の結果を、参加者の代表企業へ通知するとともに、プレゼンテーションの日程に参加者に伝える。

5.3 提案内容審査

提案価格の確認及び基礎審査後、選定委員会は、その参加者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該参加者に対し、ヒアリングを行う。プレゼンテーションの概要は以下に示すとおりとし、詳細は参加者の代表企業へ通知する。

- ・実施時期

令和 3 年 5 月中旬（日時は参加資格の審査結果通知の際に指定する。）

- ・実施場所

橋本市浄水場 会議室

- ・出席者

出席者（説明者）は参加者 1 者あたり 6 名までとする。また、総括責任者への配置を予定する者は必ず出席すること。

- ・実施時間

1 者 50 分以内（プレゼンテーション 20 分以内、ヒアリング 30 分以内）とする。なお、プレゼンテーション時間を 1 分超過した時点で説明を打ち切り、ヒアリングに移行する。

- ・実施方法

プレゼンテーションは選定委員が審査内容を把握しやすいように努めること。

- ・使用機器

会場には、スクリーン、プロジェクター（VGA ケーブル、HDMI ケーブル含む）を設置している。これら以外のパソコン等の機器は、各参加者が用意すること。

- ・その他

- ・非公開で実施する。

- ・説明は提案書類に記載した内容に限り、追加資料の配布は認めない。

5.4 総合評価点の算定

5.4.1 配点方針

配点は以下のとおりとする。なお、プレゼンテーションの配点は維持管理業務に含むものとする。

表 5-1 総合評価配点表

評価項目	提案評価点	価格評価点
財務状況評価	20	
設計及び更新工事業務	60	80
維持管理業務	280	60
合計	500	

5.4.2 提案内容の審査項目及び配点

提案評価点の算出について、提案内容の審査項目及び配点は表 5-2、表 5-3 のとおりとする。

表 5-2 提案内容の審査項目と配点（案）（1/2）

大項目	中項目	小項目	配点		頁数	様式
設計及び建設の全体に関する事業計画 (15 点満点)	基本方針	・ 設計、建設のコンセプトについて評価する。 ・ 設計施工一括の効果、効率性を発揮する工夫を評価する。	5	15	2	様式 Ⅲ-2
	業務実施体制	・ 構成員の役割分担、構成員の実績、配置人員を評価する。	5			
	同種工事・委託の実績	・ PPP（DBO/PFI）の実績を評価する。	2			
	事業スケジュール	・ 現状調査、設計、協議、市、住民への設計内容説明、工事手順など、工程の工夫について評価する。	3			
設計に関する事項 (30 点満点)	電気・機械設備の提案	・ 橋本市浄水場の課題を踏まえた具体的な提案を評価する。 ・ 効率的な維持管理を考慮した機器の選定、システムの構築を評価する。 ・ ライフサイクルコストの低減を評価する。	15	30	3	様式 Ⅲ-3～7
	監視制御設備に関する事項	・ 中央監視設備は、配置及び操作内容等について、その具体性、操作性を評価する。 ・ 中央監視設備は、将来的なソフトウェア改修が容易となるシステム構成を評価する。	15			
建設に関する事項 (15 点満点)	施工計画	・ 施工ステップ及びその各段階における要求される浄水能力の確保策、既存施設運転への影響抑制策、緊急時の対応の妥当性について評価する。	4	15	2	様式 Ⅲ-8
		・ 既存の浄水処理（取水含む）に影響を与えないように、配管切替え時の断水、排水等の対策、電気計装設備切替え時の対策等について評価する。	4			
		・ 機器の搬出入計画について、具体性、妥当性について評価する。	2			
	地域経済への配慮	・ 地元企業の事業への参画、地域貢献について評価する。	5			
小計			60			

表 5-3 提案内容の審査項目と配点（案）（2/2）

大項目	中項目	小項目	配点		頁数	様式	
維持管理の全体に関する事業計画 (30 点満点)	基本方針	・維持管理のコンセプトについて評価する。 ・設計施工と維持管理が一括である効果、効率性を発揮する工夫を評価する。	15	30	2	様式Ⅲ-9	
	業務実施体制	・構成員の役割分担、構成員の役割、橋本市との連絡体制、運転員の構成、配置人数を評価する。 ・適切な維持管理体制構築の工夫を評価する。 ・運転管理委託の実績を評価する。	15				
維持管理に関する事項 (220 点満点)	運転操作監視業務	・運転管理に対する事業者の意識・知識・技術の向上が図られる方法を評価する。	10	220	3	様式Ⅲ-10	
		・異常・故障発生時の初期対応の内容、原因究明、応急復旧について評価する。	15				
		・業務継承、情報共有の効率的仕組みについて評価する。	20				
		・効率的な運転管理について評価する。	15				
	保守点検及び修繕業務	・保守点検に対する事業者の意識・知識・技術の向上が図られる方法を評価する。 ・場外施設の効率的な維持管理方法を評価する。	15		3	様式Ⅲ-11	
		・設備台帳を適切に管理し、修繕記録の分析及び更新計画への支援業務内容について評価する。	30				
		・更新機器のメンテナンスの具体的提案について評価する。	30				
	緊急時対応業務	・故障時、事故及び災害等の対応、サポート体制、連絡体制について評価する。	20		2	様式Ⅲ-12	
	技術力の確保に関する業務	・維持管理に関する事業者内技術向上の具体策を評価する。	10		1	様式Ⅲ-13	
		・橋本市職員に対する維持管理業務の技術力維持と技術継承に向けた提案内容について評価する。	15				
	地域経済への配慮	・維持管理業務において、地元新規雇用を確保することを評価する。	15		2	様式Ⅲ-14	
	モニタリング	・セルフモニタリングの体制、内容を評価する。	10				
	自由提案	・橋本市水道施設維持管理を実施する上での提案を評価する。	15				
プレゼンテーション (30 点満点)		・提案内容の分かりやすさ、本業務に取り組む姿勢等について評価する。	30				
小計			280				
合計			340				

5.4.3 得点化方法

1) 提案評価点の得点化方法

提案評価点は、評価項目ごとに以下のとおり 3 段階の評価を行い、得点化する。提案評価は各選定委員別に行う。各参加者の提案評価点は、各選定委員が得点化した点数を平均して算出する。

なお、提案評価点は、小数点第 2 位までを求める。

評価	判断基準	得点化方法
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	平均的である	配点×0.50

2) 価格評価点の得点化方法

提案価格については、以下の方法で得点を算定する。

価格評価点＝設計及び更新工事業務評価点＋維持管理業務評価点

※設計及び更新工事業務評価点

＝配点（80 点）×（平均提案価格／当該提案価格）

※維持管理業務評価点

＝配点（60 点）×（平均提案価格／当該提案価格）

注1. 提案価格点は、小数点以下第 3 位を四捨五入し、小数点以下第 2 位まで求める。

注2. 平均提案価格以下は満点とする。

（算出例：設計及び更新工事業務評価点）

平均提案価格 ： 24.33 億円

提案価格 ： Aグループ：提案価格 27.0 億円

 Bグループ：提案価格 26.0 億円

 Cグループ：提案価格 20.0 億円

Aグループ：提案価格 27.0 億円

80 点 × 24.33／27.0＝72.09 点

Bグループ：提案価格 26.0 億円

80 点 × 24.33／26.0＝74.86 点

Cグループ：提案価格 20.0 億円

80 点 × 1 ＝80 点

※平均提案価格以下は、80 点とする。

(算出例：維持管理業務評価点)

平均提案価格 : 12.67 億円

提案価格 : Aグループ：提案価格 15.0 億円

Bグループ：提案価格 13.0 億円

Cグループ：提案価格 10.0 億円

Aグループ：提案価格 15.0 億円

60 点 × $12.67 / 15.0 = 50.68$ 点

Bグループ：提案価格 13.0 億円

60 点 × $12.67 / 13.0 = 58.48$ 点

Cグループ：提案価格 10.0 億円

60 点 × 1 = 60 点

※平均提案価格以下は、60 点とする。

5.5 最優秀提案の選定

5.5.1 総合評価点の算定

各参加者について、提案評価点及び価格評価点を合計し、総合評価点（500 点満点）を算出する。

5.5.2 最優秀提案の選定

各参加者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案に選定する。また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案に選定する。

総合評価点が同点の場合は、提案評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。提案評価点も同点の場合は、提案評価点のうち、「維持管理に関する事項」が最も高い提案を最優秀提案として選定する。これも同点の場合は、提案評価点のうち、プレゼンテーションを除く、評価項目で「維持管理の全体に関する事業計画」、「建設に関する事項」、「設計に関する事項」、「設計及び建設全体の全体に関する事業計画」の順に最も高い提案を最優秀提案として選定する。

これらも同点の場合は、くじ引きにより最優秀提案を決定する。

5.6 優先交渉権者の決定

橋本市は、選定委員会より選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に、優秀提案者を次点交渉権者に決定する。

5.7 審査結果の通知及び公表

橋本市は、選定委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、参加者に対して書面にて通知するとともに、橋本市ホームページで公表する。優先交渉権者と次点交渉権者への書面通知には、優先交渉権者であること、次点交渉権者であることを明記する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

また、非選定の各参加者の総合評価点の算定結果は公表するが、代表企業の名称及び構成企業は非公表とする。

なお、優先交渉権者にならなかった参加者は、その理由について通知日の翌日から起算して 7 日以内に橋本市へ説明を求めることができる。